



1a.34

◆巳・巳年◆語源由来

巳とは、十二支の6番目。

「巳」の本来の読みは「し」。源字は頭と体ができかけた胎児を描いたもので、子宮が胎児をつつむさまを表す「包」の中と同じ。

十二支の「巳」は、植物の種子ができるはじめる時期と考えられる。『漢書・律歴志』では、「止む」の意味の「巳」とし、草木の生長が極限に達して次の生命が作られはじめる時期と解釈している。これを「ヘビ」としたのは、無学の庶民に十二支を浸透させるため、動物の名前をあてたものであるが、順番や選ばれた理由は定かではない。(c)言語由来辞典

胎児が成長する
ように、政治も
経済も3.11とい
う国難から立ち
直り育っていく
年にしたいです
ね。

◆働く「なでしこ」大作戦◆

国家戦略室で「日本再生戦略」が2012年7月に策定されています。その中に～はたらく「なでしこ」大作戦～という女性の活躍による経済活性化の目標が定められています。国家戦略室は、総理直属の機関として平成21年9月18日の内閣総理大臣決定に基づき、内閣官房に設置されています。国家戦略担当大臣 前原誠司です。

◆目標: 2020年までに第1子出産前後の女性の就業率55%

第1子出産前後の女性の就業率とは「第1子妊娠前に就業していた女性にしめる第1子1歳時に就業していた女性の割合」のこと。最近の数値は38%。1985年に男女雇用機会均等法が成立して以来、育児休業制度や保育所の充実など、女性の就業のための環境整備は図られてきているが、出産後の女性の継続就業率はほとんど変化が見られない。実際、女性は出産のために退職しても、その後はパート・アルバイトとして就業を再開している人が多い。実態として出産後も働いている母親が多いが、一時的に辞める人が多いため「継続就業率」は増加していないという状況が続いている。育児休業や短時間勤務制度などの制度を取り入れ、育児と就業が両立でき、出産を機に辞めるという選択をしないで済むような職場環境づくりが大切。

男性の育児参加
を!!育児は両親
で。子どもが小
さい時はもちろ
ん小学校中学校
になっても。授
業参観にも。

◆残業代支払いと労働時間管理◆

連合総合生活開発研究所(以下、「連合総研」)が、20~64歳の民間企業雇用者(2,000名)に対して2012年10月1~6日の間に行った調査によると、2012年9月中に所定外労働を行った人は39.1%で、平均所定外労働時間は38.2時間でした。特に、男性の所定外労働時間を行った割合は55.2%と多く、平均所定外労働時間は43.0時間でした。

◆残業代の支払い

所定外労働を行った人のうち「残業手当の未申告がある」と回答した人の割合は35.3%で、未申告分の時間の平均は21.3時間でした。未申告ありと回答した割合は、男女の正社員・非正社員を合わせた全体の約4割ですが、特に男性正社員に多く見られ、未申告分の時間は平均24.8時間でした。未申告の理由については、「働いた時間通り申告しづらい雰囲気」が36.3%、「残業代に限度がある」が24.2%でした。

残業手当の全額が支払われた人の割合は46.9%で、「4割以上6割未満が未申告」だった人が5.5%、「2割以上4割未満未申告」だった人が5.3%でしたが、まったく支払われていない人も6.3%に上ったそうです。

◆残業代請求訴訟における労働時間立証責任

残業代(時間外手当)請求訴訟では、本来、労働者側が残業をしたことの主張・立証の責任を負います。

そのため、「使用者側は証拠を提出する必要はない」とか、あるいは、「証拠を破棄してしまえばいい」、などとアドバイスをされる先生方もいるようです。確かに、本来、労働時間の立証責任は労働者側にあることは間違ではありませんが、実際の訴訟では、事実上、立証ないし反証の責任が使用者側に転嫁されることも少なくないのです。例えば、労働者側が、自分で作成した手帳や手書きのメモをもとに残業時間を算定し、同僚や家族の陳述書などとともに証拠として提出した場合、裁判所は、労働者側が主張する残業時間について一応の証明があったものとして取り扱い、使用者側からこれに反する主張・立証がなされない限り、当該残業時間を認定して残業代請求を認容することができます。

桜行政書士法人・桜社会保険労務士事務所・さくら京都合同会社
〒604-0072

京都市中京区油小路通竹屋町下ル橋本町487-16 Tel 075-211-0151 Fax 075-251-6696
E-mail : office@sakura-kyoto.net ホームページ : http://sakura-kyoto.net

事務所だより 1月

2013(H25)



平成25年(2013)1月

1	火	元日
2	水	
3	木	かるた始め式 八坂神社
4	金	蹴鞠始め 下鴨神社 10月決算法人の確定申告・4月決算法人の中間申告???
5	土	小寒
6	日	
7	月	七草粥
8	火	十日ゑびす大祭(初ゑびす)(8日~12日) 穂びす神社
9	水	
10	木	源泉所得税の納付 住民税特別徴収額の納付
11	金	
12	土	三十三間堂大的全国大会
13	日	
14	月	成人の日
15	火	1級土木施工管理技術検定試験 合格発表日
16	水	武射神事 上賀茂神社
17	木	土用
18	金	
19	土	
20	日	大寒
21	月	源泉所得税の納付(納期の特例適用者) 初弘法 東寺
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	初天神 北野天満宮
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	前年11月決算法人の確定申告 源泉徴収票の交付 支払調書の提出 固定資産税の償却資産に関する申告 給与支払報告書の提出 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)

2012年(平成24年)12月1日作成「2013.1月号」